

北秋田市教育大綱

令和 8 年 5 月
北秋田市教育委員会

1 策定の趣旨

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長と教育委員会で構成する総合教育会議での協議を経て、市の教育行政の根本となる方針を定めるものです。

2 基本的な考え方

本市では、令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とする「第 3 次北秋田市総合計画・前期基本計画」を策定し、「森と歴史が息づき、幸せを紡ぐまち 北秋田～だれもが関わり、未来を築く～」をめざすまちの将来像に掲げ、市民一人ひとりが主体的に関わりあい、世代や背景を超えて協力し合うことで、だれもが安心して幸せに暮らせる持続可能なまちを目指しています。

本教育大綱は、「第 3 次北秋田市総合計画・前期基本計画」における教育に関する施策の内容を踏まえて基本的な方針を示すものです。

3 期 間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間。

※必要性が生じた場合には随時見直します。

4 重点目標

- ① 年齢や性別を問わず、希望を持って安心して暮らせる生活環境の創生
- ② 豊かな自然や文化など地域資源を最大限活用した高付加価値・高効率型の事業創出
- ③ 都市や世界とつながり続けることで関係人口とふるさと回帰を創出

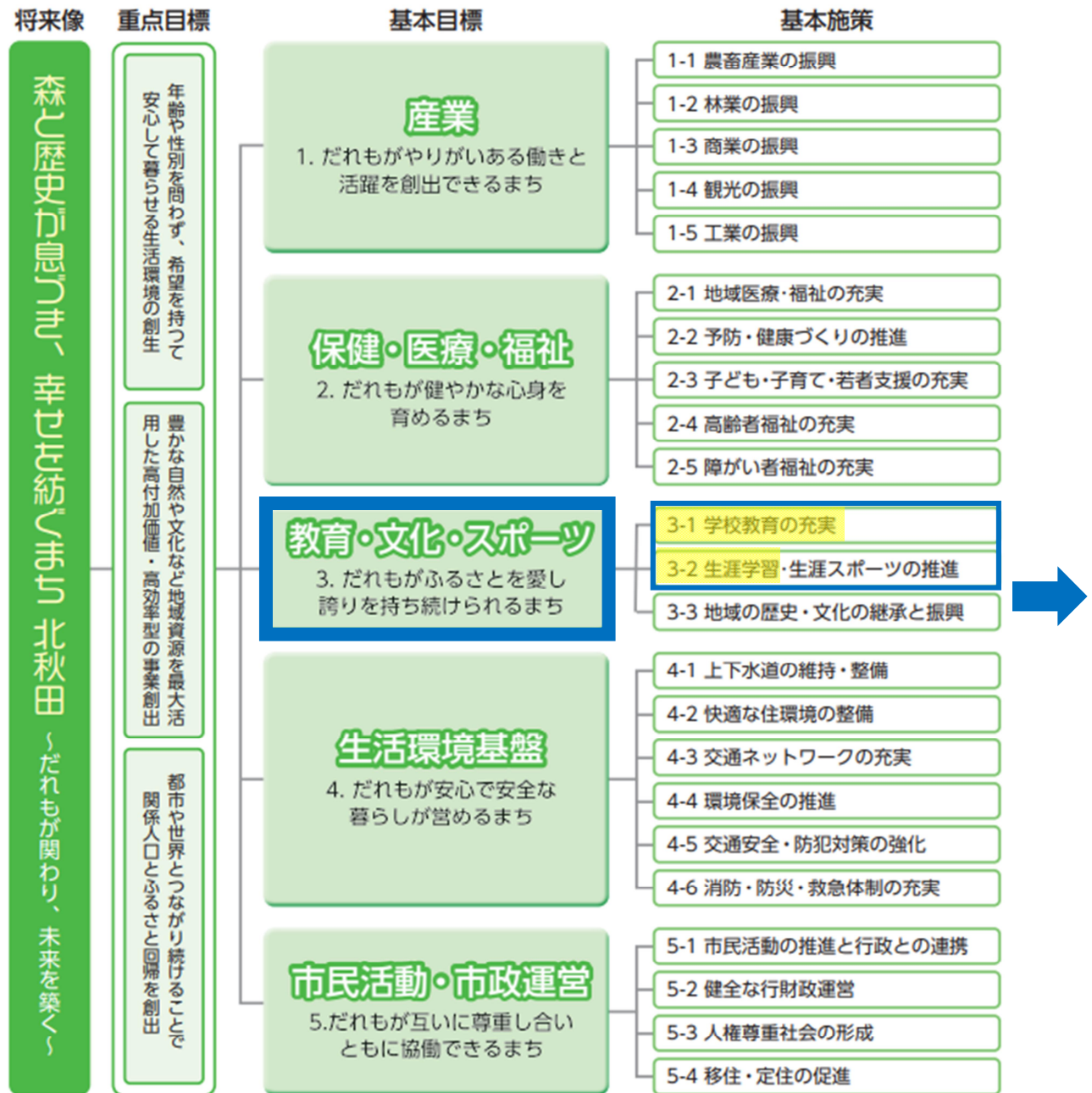
※第 3 次北秋田市総合計画 重点目標より

5 基本施策とその方向性

第 3 次北秋田市総合計画・前期基本計画の関係部分に掲げるとおりとします。

- ◆ 基本施策 3-1 学校教育の充実 3-1-1～3-1-4
- ◆ 基本施策 3-2 生涯学習・生涯スポーツの推進 3-2-1

< 体系図 >



施策の方向性

- 3-1-1 基礎学力の定着と学力向上
- 3-1-2 一人ひとりの子どもに寄り添った教育の充実
- 3-1-3 地域資源を生かした特色ある学校づくりとふるさと教育の推進
- 3-1-4 安心・安全で快適な教育施設の整備・充実
- 3-2-1 市民一人ひとりの生涯を通じた学習の支援